

企業会計基準適用指針公開草案第 70 号

「企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」改正案」に対するコメント

公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント
田淵 隆明

★質問 1:

同意する。

★質問 2:

同意する。ただし、基本料金や従量性料金などの計算式については、有価証券報告書や 4 半期報告書に注記することを義務付けるべきである。また、単価の変更などの際にも、認可申請の段階から、「以下の内容で申請を予定しています。」「以下の内容で申請中です。」などの形で注記することを義務付けるべきである。

★質問 3:

今回の改正対象である「企業会計基準適用指針第 30 号」については、以下の論点について、ネット上でもいろんな見解が飛び交っており、筆者のところにも多数の質問が寄せられている。

- (1) 契約資産・契約負債と連結会計上の照合、及び、相殺消去の関係
- (2) 工事進行基準適用会社における、契約資産と債権の使い分けの関係
- (3) 工事進行基準適用会社における、発注側と受注側で進捗度についての見解が異なる場合の連結上の差異の処理方法の指針

※「企業会計基準適用指針第 30 号」の設例集は大変有用なものです。次回の改正の際に、設例集がより一層充実されることを期待します。

(以上)